

平成28年熊本地震に係る介護保険関係の減免について

☎ 福祉課 介護保険係 ☎ 282-1349

介護保険料の減免について

平成28年熊本地震で被災した御船町介護保険加入者で、65歳以上の人が支払う介護保険料を減免します。

■対象者 ※次のいずれかに該当する人

- ①居住していた住宅が被災した人
(り災証明書(住家、居住)において半壊以上。長期避難世帯含む)
- ②主たる生計維持者が地震により死亡、行方不明または重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者が地震により失職または収入が著しく減少した人

※①に該当する人については申請不要です。り災証明書が交付され、こちらで準備ができた人から順次、減免通知書を送付します。

※②、③に該当すると思われる人や、御船町以外でり災証明書が交付された人等については、申請が必要です。

介護保険利用料(利用者負担額)の免除について

平成28年熊本地震で被災した御船町介護保険加入者で、平成28年10月以降に介護保険利用料の免除を受ける際には、町が発行する介護保険利用料免除証明書が必要となりますので申請をお願いします。

対象者は、介護保険料の減免対象者と同じです。(一部を除く)

申請方法について

■申請方法 介護保険料減免申請書または利用料免除証明申請書に記入し、介護保険係窓口へ提出

■持参するもの 必要書類、印鑑

■提出先・配布先 福祉課介護保険係

※本人、家族等での申請が難しい人で、担当のケアマネージャーがいる人については、一度ケアマネージャーにご相談ください。

対象者	必要書類
減免対象者の①に該当する人	り災証明書(住家、居住)のコピー
// ②に該当する人	災害弔慰金の支給がわかるもの等
// ③に該当する人	離職票、収入が減少したことがわかるもの等

■その他

(1)地震以降、通常どおり介護サービス利用料を支払っていた人(4月利用分等)で、減免の対象者への返金については、しばらくお待ちください。

(2)施設入所者等は、申請しても対象とならない場合があります。詳しくは福祉課介護保険係へお問い合わせください。

(3)現在、介護サービス利用料減免に伴い、高額介護サービス費の支給を保留しています。

季節性インフルエンザ予防接種費用の助成を開始しました

☎ 健康づくり支援課 健康推進係 ☎ 282-1602

町では、期間内に季節性インフルエンザの予防接種を受ける人へ2,100円の助成を行います。

●対象者 御船町に住民票のある人で、
①満65歳以上の人
②満60歳～65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器等の障がい有する人(身体障害者手帳1級相当)
※病院に手帳をご持参ください。

●実施期間 10月1日(土)～12月31日(土)
年末休業は医療機関へご確認ください

●接種費用 自己負担 1,500円



◆インフルエンザの予防◆

予防方法のひとつとして、予防接種があります。予防接種を受けると、発症しにくくなる効果に加え、発症した場合にも重症化を防ぐ効果があります。予防接種の効果が発揮されるためには、流行する前に接種を受けておくことが重要です。

日頃からのポイントとしては、①十分休養とバランスのとれた食事を取ること ②人ごみをさけること ③適度な湿度を保つこと ④外出後の手洗い・うがいの徹底 ⑤マスクの着用等咳エチケットの徹底などが大切です。

仮設住宅(空室分)の申込みについて

☎ 福祉課 社会福祉係 ☎ 282-1342

空室分の仮設住宅入居申込み(未決定世帯対象)を随時行っています。空室の状況は変動するため、窓口にて随時ご案内します。

■申込方法

申込書に記入し、福祉課社会福祉係まで提出してください。申込書は窓口で配布しています。

■申込要件

- ・り災証明の判定が全壊・大規模半壊の世帯
- ・解体予定もしくは居住不能の半壊世帯。

応急修理制度の一部変更について

☎ 福祉課 社会福祉係 ☎ 282-1342

☎ 建設課 都市計画係 ☎ 282-1312

■変更点

- ①申込期限が平成29年4月13日(金)までとなりました。
- ②工事完了期限が現行の12月13日(火)から延長されました。期限は、今後の申込状況や工事の進捗状況等に応じてあらためて設定される予定です。

◇制度に関すること……福祉課社会福祉係

◇業者からの問合せ……建設課都市計画係